



令和7年1月28日  
定例記者会見資料

令和7年2月1日（土）から開始  
我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

我孫子市男女共同参画条例に基づき、全ての人の人権が尊重され、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指すため、我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を2月1日（土）から開始します。

制度概要

◎パートナーシップ届出制度：性別などにかかわらず、人生のパートナーであることを約束した二人が市に届け出し、市が届出受理証明カードを交付します。

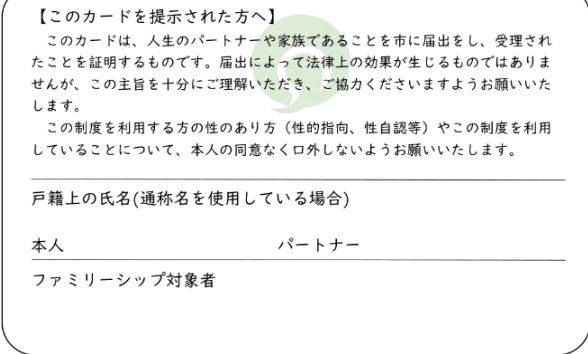
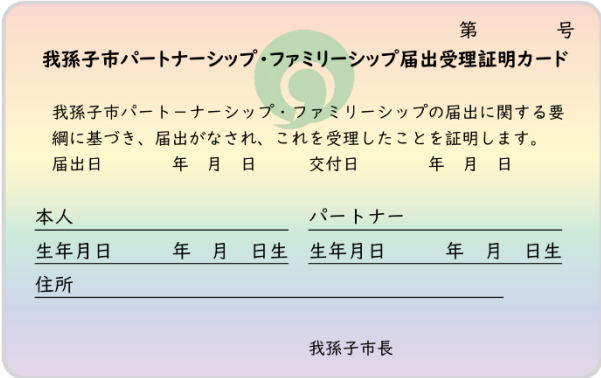
◎ファミリーシップ届出制度：パートナーシップ関係にある二人とともに、子どもや親が家族（ファミリー）であることを届け出ると、証明カードにファミリーシップ対象者氏名を記載することができます。

◎対象：同性・異性を問いません（同性カップル、事実婚など）。

◎利用できる行政サービスの例：住民票の続柄を「縁故者」にできる、公営住宅（市営・県営）の入居申し込みなど

今後の展開

利用者の利便性を図るため、今後「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携」（令和7年1月1日時点、県内13市加入）と「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」（令和7年1月1日時点、全国170自治体加入）に加入し、他自治体との連携を図る予定です。これにより、制度利用者が連携自治体間で転入・転出をする場合、同制度の手続きが簡素化されます。



【問い合わせ】  
我孫子市市民生活部市民協働推進課  
男女共同参画室 担当：三浦  
電話：04-7185-1111（内線294）